

令和5年5月31日

令和5年度第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議

相談支援体制の概要について

健康福祉局総合リハビリテーション推進センター

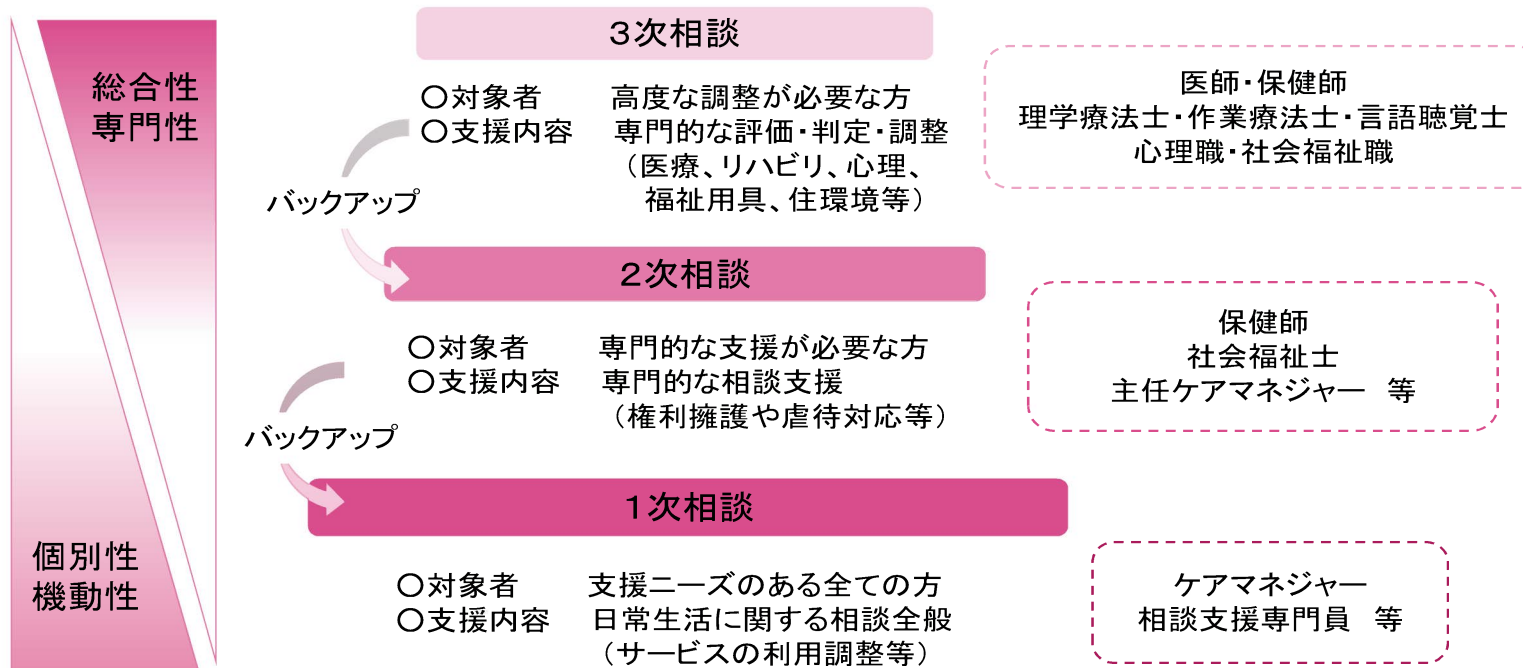
企画・連携推進課

相談支援体制の階層別機能

- 個別性・機動性が求められる相談は、1次相談で対応
- 権利擁護や虐待等の支援が必要な相談は、2次相談でバックアップ
- 専門的な評価・判定が必要な相談は、3次相談でバックアップ



専門職を効率的に配置し、
高度な相談にも包括的に
応じることができる体制を整備



川崎市が目指す重層的な相談支援体制

高齢者支援

障害者支援

障害児支援

子ども家庭支援

3次相談

専門的な
評価・調整

地域リハビリテーションセンター
(南部・中部・北部)

児童相談所

子ども発達・相談
センター

地域リハビリテーション
支援拠点

地域療育センター

2次相談

専門的な
相談支援
(権利擁護・
虐待対応)

地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)

高齢者支援係

障害者支援係 精神保健係

地域支援課

地域包括支援
センター

障害者相談支援センター
(基幹型・地域型)

1次相談

サービスの
利用調整

居宅介護
支援事業所

指定特定
相談支援事業所

児童発達支援
放課後等デイ

保育所・幼稚園
学校 等

総合リハビリテーション推進センター

総合研修センター

調査研究
・
連携調整
・
人材育成

総合リハビリテーション推進センターにおける人材育成の取組

◆川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例

第6条 総合リハビリテーション推進センターは、次の業務を行う。

(4) 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する調査研究、関係諸機関相互の連携の調整及び専門的な人材の育成に関すること。

第8条 総合研修センターは、次の業務を行う。

(1) 高齢者、障害者、障害児等の支援に関する専門的な研修会、講座等の開催に関すること。

(2) 高齢者、障害者、障害児等の支援に従事する職員に対する講習、講座等の開催に関すること。

(3) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

総合リハビリテーション推進センター

関係機関向け各種専門研修

地域リハビリテーション支援拠点向け研修

地域包括支援センター等へのスーパーバイズ

川崎市認定相談支援リーダー試験

川崎市地域自立支援協議会人材育成部会事務局

総合研修センター

法定研修

福祉職員向け現任研修

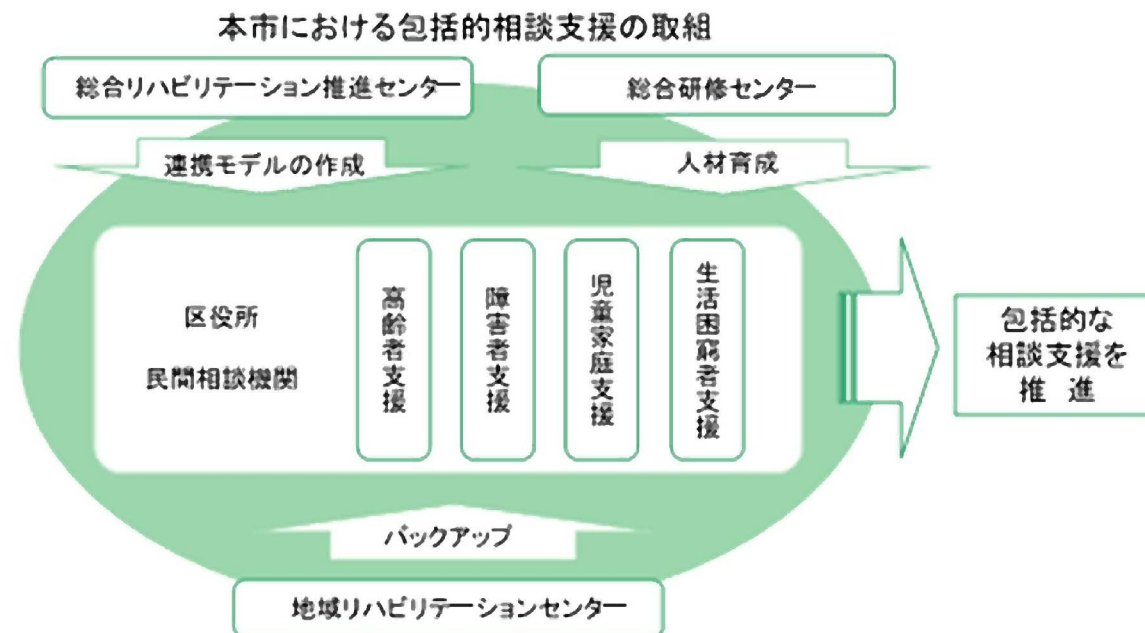
啓発事業
(福祉用具の展示、図書・DVDの貸出)

研修企画検討委員会事務局 (障害関係)

地域包括支援センター業務検討委員会
研修企画ワーキング事務局

包括的相談支援従事者研修の実施

今日の多様で複合的な生活課題について、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備を推進するため、分野横断的な連携を中核となってコーディネートできる相談支援従事者を育成することを目的に実施。



包括的相談支援従事者研修の実施

受講対象者（行政）

各区高齢・障害課（高齢者支援係、障害者支援係、精神保健係）、保護課、地域支援課（地区支援係、地域サポート係）の各課に所属する、入庁4年目～係長級までの職員。

受講対象者（民間相談機関）

地域包括支援センター、基幹相談支援センター、介護支援専門員、だいJOBセンター職員のうち、相談業務に従事した期間が4年以上の職員。

研修内容

- ・講義

「川崎市の包括的相談支援に関する取組みについて」

- ・グループワーク・ディスカッション

「多機関連携推進モデルを活用した分野横断的な連携促進について」

*行政：60名、民間18名参加